

八王子市告示第 18 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 9 月 10 日付八王子市告示第 253 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 20 日

八王子市長 初 宿 和 夫

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市小宮町 70 番 1 及び 70 番 2 の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「省令」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 省令第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

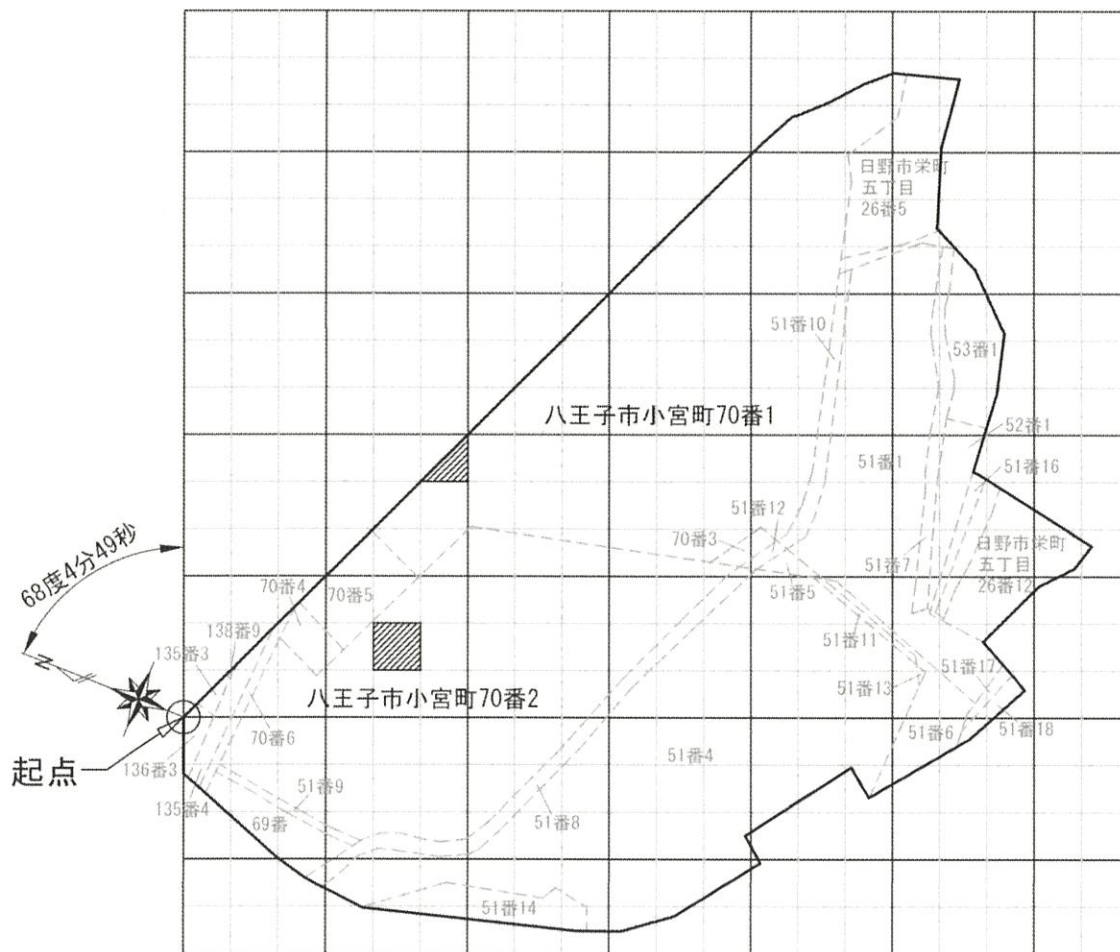
鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>
環境部環境保全課

別図



凡例

- 敷地および調査対象地
- - - 筆境界
- 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

起点

起点は八王子市小宮町136番3の最北端とする。

格子の回転角度（68度4分49秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。